

拠点化に向けたまちづくり懇談会 開催要綱

(趣旨)

第1条 都市間競争が激化するなか、新潟市の都市の拠点化は喫緊の課題であり、新潟駅の高架化や開港150周年を節目と捉え、県都の「都市の顔」として、相応しいまちづくりを共通の視点のもと、国内外に向け発信していくことが求められている。

このため、有識者等が集い、都心部におけるまちづくりのあり方について意見交換を行うため、拠点化に向けたまちづくり懇談会(以下、「懇談会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 懇談会は、市長が招集するものとし、その都度、必要な委員をもって構成するものとする。

2 懇談会は、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第3条 懇談会の座長には、本市の最高交通まちづくり責任者(CSO)が当たるものとする。

2 座長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

(事務局)

第4条 懇談会の事務局は、新潟市都市政策部都市計画課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。